

新設分割に係る事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に定める書面)

令和 3 年 1 0 月 1 日

宇部興産株式会社

UBE エラストマー株式会社

令和3年10月1日

新設分割に係る事後開示書面

山口県宇部市大字小串1978番地の96

宇部興産株式会社

代表取締役社長 泉原 雅人



東京都港区芝浦一丁目2番1号

UBEエラストマー株式会社

代表取締役社長 横尾 尚昭



宇部興産株式会社（以下、「宇部興産」といいます。）は、令和3年4月30日付で作成した「新設分割計画」及び令和3年8月3日付で作成した「新設分割計画変更書」に基づき、令和3年10月1日を効力発生日として、宇部興産が営む合成ゴム事業（以下、「本事業」といいます。）に関して有する権利義務を、新たに設立するUBEエラストマー株式会社（以下、「UBEエラストマー」といいます。）に承継させる新設分割（以下、「本新設分割」）を行いました。

本新設分割に関して、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 本新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号）

令和3年10月1日

2. 会社法第805条の2の規定による請求にかかる手続の経過（会社法施行規則第209条第2号）

本新設分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割に該当し、会社法805条の2但書により、反対株主による本新設分割の差止請求の対象外となります。

3. 会社法第806条及び第808条の規定並びに第810条の規定による手続の経過
(会社法施行規則第209条第3号)

(1) 反対株主の株式買取請求手続

本新設分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割に該当し、同法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は、実施しておりません。

(2) 新株予約権買取請求手続

本新設分割において、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

(3) 債権者異議手続

会社法第810条第2項の規定により、令和3年8月10日付の官報において債権者に対する公告を行い、また令和3年8月26日までに知れたる債権者に対して個別の催告を行いました。異議申述期限である令和3年9月27日までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。

4. 本新設分割によりUBEエラストマーが宇部興産から承継した重要な権利義務に関する事項 (会社法施行規則第209条第4号)

UBEエラストマーは、本新設分割の効力発生日である令和3年10月1日をもって、宇部興産から本事業に関する資産その他権利義務を承継いたしました。

UBEエラストマーが宇部興産から承継した資産及び負債の額は、それぞれ221億円(概算値)及び127億円(概算値)であります。

5. その他本新設分割に関する重要な事項 (会社法施行規則第209条第5号)

該当する事項はありません。

以上